

政策2-1 安心して子育てできる環境をつくる

1 政策の方向性

- 本市の社会状況や子どもを取り巻く家庭・地域の環境が変化する中、子育てに不安や負担を感じる家庭も多く、子どもがすこやかに成長し、若者が社会で自立して暮らせるよう、安心して子育てできる環境づくりが求められています。そのため、子育て家庭を地域社会全体で支え、不安感や負担感を軽減するとともに、すべての子どもが、地域で安心してすこやかに成長できるしくみづくりを進めます。

(川崎市基本計画)

2 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27) [2015]	現状 (R1) [2019]	目標 (R7) [2025]
子育て環境の整ったまちだと思う市民の割合 (市民アンケート)	26.9%	32.2%	35%以上

3 施策の体系

政策2-1 安心して子育てできる環境をつくる

施策2-1-1 子育てを社会全体で支える取組の推進

施策2-1-2 質の高い保育・幼児教育の推進

施策2-1-3 子どものすこやかな成長の促進

施策2-1-4 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり

施策2-1-1 子育てを社会全体で支える取組の推進



1 これまでの主な取組状況

- 地域の中で、親子で遊べる場づくりを推進するとともに、互いに支え合う子育て援助活動を促進するなど、子育てに不安を感じる家庭への相談・支援体制づくりを進めています。
- 小児医療費助成制度における入院医療費助成の所得制限を平成30（2018）年度から廃止するなど、子育て家庭の経済的な負担の軽減や、安心して必要な医療が受けられる環境づくりに取り組んでいます。
- 「子ども・若者応援基金」を活用して、子ども・若者が自らの将来像やキャリアプランを具体化し、さまざまな分野において活躍する人材をめざして挑戦することを後押しする、グローバル人財育成事業などの取組を進めています。



地域子育て支援センターでの親子の交流の輪



グローバル人財育成事業の一つである「Stanford e-Kawasaki」の閉講式の様子



かわさき子育てアプリ

2 施策の主な課題

- 核家族化や地域との関係の希薄化などに伴い、子育て家庭の養育力低下や、社会からの孤立が危惧される中、子育てに不安や負担を感じる家庭を社会全体で支えるため、地域における子ども・子育て支援の取組を推進する必要があります。
- 子育て親子の交流の場や子育て情報の提供、相談支援等の実施にあたっては、子育て世代が育児に対してどのような不安を感じ、支援を求めているかなどの現状を把握するとともに、子育てに関するさまざまな地域資源を活用し、多様な主体と連携・協力しながら、子育てニーズの多様化への対応や子育て不安の解消に向けて、子育て家庭の身近な場所で適切な支援を受けられるよう、取り組む必要があります。

3 施策の方向性

- ★ 子育て親子の交流の場づくりや、市民相互による育児援助活動の支援など子育て家庭を地域社会全体で支える取組の推進
- ★ 身近な場所での相談や情報提供など個別のニーズに応じた寄り添い型の支援と地域の子育て資源の育成及びネットワーク化の推進

4 直接目標

- 地域で子育てを支えるしくみをつくる

5 主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
ふれあい子育てサポートセンターの延べ利用者数 (こども未来局調べ)	15,665 人 (平成26(2014)年度)	8,292 人 (令和2(2020)年度)	16,300 人以上 (平成29(2017)年度)	16,600 人以上 (令和3(2021)年度)	12,948 人以上 (令和7(2025)年度)
地域子育て支援センター利用者の満足度(10点満点) (こども未来局調べ)	8.9 (平成27(2015)年度)	9.0 (令和元(2019)年度)	8.9 以上 (平成29(2017)年度)	9.0 以上 (令和3(2021)年度)	9.1 以上 (令和7(2025)年度)
地域における子育て支援活動の参加数(延べ数) (こども未来局調べ)	第3期実施計画 から新たに設定	627 回 (令和2(2020)年度)	—	—	2,371 回以上 (令和7(2025)年度)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	令和3(2021)年度	令和4(2022)～7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
地域子育て支援事業 地域の中で、親子で遊べる場づくりを推進するとともに、互いに支え合う子育て援助活動を促進するなど子育てに不安を感じる家庭への相談・支援体制づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●地域子育て支援センターにおける子育て情報の提供・相談支援等の実施 R2延べ利用人数：117,183人 ●ふれあい子育てサポートセンター事業の実施 R2子育てヘルパー会 員平均登録数：758人 ●地域におけるボランティアによる子育て支援活動の参加促進 ・子育てボランティア活動の参加促進に向けた取組の実施 ●子育てに関する情報提供の実施 ・「かわさき子育てガイドブック」の作成 ・「かわさき子育てアプリ」等による情報提供の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の利用促進に向けた取組の推進 ・利用者ニーズに寄り添った支援の実施 ・事業の利用促進に向けた取組の推進 ・継続実施 ・子育てに関する効果的な情報提供の継続実施 	事業推進

施策 2-1-1 子育てを社会全体で支える取組の推進

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）～7（2025）年度		
				令和8（2026）年度以降
小児医療費助成事業 小児に係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成を図り、小児保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ります。	●小児医療費助成の実施 R2支給児童：126,110人	・対象者への適正な支給の実施	事業推進	
児童福祉施設等の指導・監査 施設の増加や多様な運営主体の参画が進む中でも、安定的かつ継続的な法人・施設運営などの質の確保に向け、適切な指導・監査を実施します。	●児童福祉関係法令に基づく保育所などの児童福祉施設及び運営法人に対する指導・監査の実施 ・効率的・効果的な指導・監査事務の実施 R2指導監査実施数：517件 ・指導・監査体制の充実 ●施設運営に対する支援及び人材育成を目的とした会計研修会等の開催 R2開催回数：5回	・適正な施設運営と子育て支援サービス等の向上のための指導・監査の実施 ・会計研修会等の継続実施	事業推進	
子ども・若者未来応援事業 子ども・若者及び子育て支援を総合的かつ効果的に推進するための計画を策定し、計画に基づく取組を着実に推進するとともに、「子ども・若者応援基金」を活用し、本市の子ども・若者が、さまざまな分野において活躍する人材を目指して挑戦することを後押しする事業を実施します。	●「子ども・若者の未来応援プラン」に基づく取組の適切な進行管理 ・計画に基づく取組の進行管理 ・第2期計画の策定（予定） ●「子ども・若者応援基金」を活用した事業の実施 ・グローバル人材育成事業の実施 ・基金を活用した事業の広報の実施	・「第2期子ども・若者の未来応援プラン」に基づく取組の進行管理 ・グローバル人材育成事業の実施及びプログラムの充実 ・基金を活用した事業の広報の実施	事業推進	

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価

施策2-1-2 質の高い保育・幼児教育の推進



KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

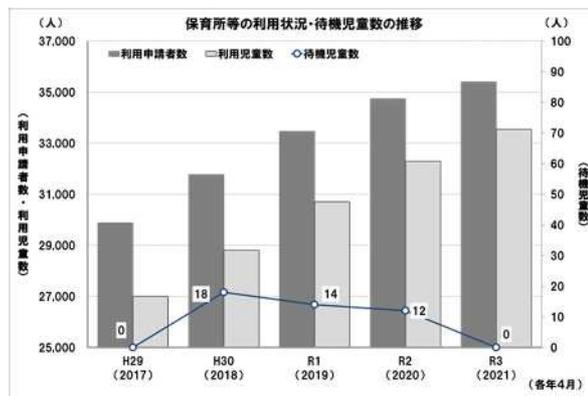
- 高まる保育ニーズに対応するため、認可保育所等の整備のほか、川崎認定保育園の活用、年度限定型保育事業の実施など、多様な手法を用いた保育受入枠の確保を図るとともに、各区役所・支所において、子どもの預け先を探す保護者の保育ニーズに応じたきめ細やかな相談・支援を実施するなど、待機児童の解消に向けた取組を継続して行っています。
- 令和元（2019）年度に川崎区保育・子育て総合支援センター、令和2（2020）年度に中原区保育・子育て総合支援センターと、各区3園の公立保育所のうち、1園を地域における「保育」と「子育て」の一体的な事業推進拠点として順次整備しています。保育・子育て総合支援センターでは、区内の公立保育所とともに、専門職（保育士・栄養士・看護師）による地域の子ども・子育て支援や民間保育所等への支援、公・民保育所の人材育成を推進するなど、保育サービスの質の維持・向上を図っています。
- 多様化する保育ニーズに対応するため、幼稚園における一時預かりの実施拡大や、認定こども園への移行促進等に取り組んでいます。



保育園における子どもたちの様子

2 施策の主な課題

- 少子化が進む中においても、共働き世帯の増加等により今後も引き続き保育需要の高まりが見込まれることから、保育需要を的確にとらえた保育受入枠の確保に取り組む必要があります。
- 多様化する保育ニーズに合わせ、既存施設や多様な手法を活用した就労家庭の子どもの受入れ推進を図るとともに、保育人材の育成など保育の質の維持・向上に取り組む必要があります。



資料：こども未来局調べ

3 施策の方向性

- ★ 必要な地域での保育所整備や既存施設活用など、見込まれる保育需要の変化に合わせた、多様な手法による保育受入枠や保育人材の確保の継続
- ★ 保育・子育て総合支援センターを拠点とした保育の質の維持・向上と地域における子育て支援の充実
- ★ 一時預かりの拡大や認定こども園への移行など、幼稚園における就労家庭の子どもへの受入れの推進

4 直接目標

- 子どもを安心して預けられる環境を整える

5 主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
待機児童数 (こども未来局調べ)	0 人 ※ (平成27 (2015) 年 4 月)	0 人 (令和 3 (2021) 年 4 月)	0 人 (平成30 (2018) 年 4 月)	0 人 (令和4 (2022) 年 4 月)	0 人 (令和8 (2026) 年 4 月)
認可保育所等利用者の満足度 (10点満点) (こども未来局調べ)	7.9 (平成27 (2015) 年度)	7.8 (令和元 (2019) 年度)	8.0 以上 (平成29 (2017) 年度)	8.2 以上 (令和3 (2021) 年度)	8.4 以上 (令和7 (2025) 年度)

※ 計画策定時の値は、旧調査要領に基づき算出しています。

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) ~ 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度以降
待機児童対策事業 就労しながら子育てを行う家庭の増加による保育需要に対応するため、待機児童対策を継続して推進します。	●区役所における保育所入所相談、コーディネートのきめ細やかな利用者支援の実施 ・窓口・電話での相談支援 ・情報端末を活用した利用者支援 ・円滑な保育所申込のための環境整備 ●「子ども・子育て支援事業計画」における教育・保育の量の見込みと確保方策の策定 ・「子ども・子育て支援事業計画」の改定(予定) ●横浜市との協定に基づく川崎認定保育園と横浜保育室の相互利用の促進 R3.4横浜保育室 利用人数：12人	・保育所入所相談、コーディネートの実施 ・計画に基づく取組の推進 ・協定に基づく相互利用の促進	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3(2021)年度	令和4(2022)～7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
認可保育所等整備事業 保育ニーズに適切に対応するため、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、認可保育所等を整備することで、保育受入枠を確保します。	●認可保育所等における保育受入枠の確保 R3.4の定員数： 33,812人	・さまざまな手法を活用した保育受入枠の拡大の推進	事業推進
民間保育所運営事業 民間保育所・地域型保育事業における適正な運営の確保と保育の質の維持・向上に向けた支援及び指導を行います。	●民間保育所の適正な運営の確保と保育の質の維持・向上に向けた支援 ・職員等の処遇改善及びキャリアアップの推進 ●一時保育実施数の適正化 R3.4実施施設数： 86か所 ・適正な事業執行体制に向けた検討	・継続実施 ・一時保育事業の適正な執行体制による取組の推進	事業推進
公立保育所運営事業 保育・子育て総合支援センターと公立保育所が連携し、「地域の子ども・子育て支援」、「民間保育所等への支援及び公民保育所人材育成」、「多様な保育ニーズに対応する保育所機能の強化」を推進します。	●保育・子育て総合支援センターの計画的な整備の推進 ・宮前区保育・子育て総合支援センター（実施設計） ・多摩区保育・子育て総合支援センター（基本設計） ●公立保育所の老朽化対策の実施 ・施設保全の実施 ・藤崎保育園の建替え及び新園舎での運営開始 ●保育・子育て総合支援センター等における地域の子ども・子育て支援や民間保育所への支援等の実施 ・専門職による相談支援の実施 ・人材や施設を活用した多様な子育て支援メニューの提供 ・各種連携会議の実施 ・実践フィールドを活かした公民保育所職員研修等の実施 R2参加者数： 5,777人 ●多様なニーズに対応した保育の提供 ・一時預かり事業の実施 ・医療的ケア児の受入れの実施 ・医療的ケア児の受入体制の検討 ●障害児保育の巡回相談や発達相談の実施 ・専門相談員による個別の相談指導の実施	・計画的な整備の推進 ・計画的な施設保全の実施 ・地域の子ども・子育て支援の実施 ・民間保育所等への支援及び公・民保育所人材育成の推進 ・一時預かり事業や医療的ケア児の受入れの実施 ・検討結果を踏まえた取組の推進 ・継続実施	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価

施策 2-1-2 質の高い保育・幼児教育の推進

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3(2021)年度	令和4(2022)～7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
認可外保育施設等支援事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 継続的な待機児童解消に向けて多様な保育ニーズに対応するため、保育の質の向上を図りながら認可化及び小規模保育事業への移行を円滑に推進するとともに、認可外保育施設等への支援を継続することにより、安定的な保育受入枠の確保を図ります。また、認可外保育施設への立入調査や施設等利用給付費の確認指導監査を継続実施することで、保育の質の向上等を図ります。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者への保育料補助の実施 R2助成児童数：4,126人 ・安定的な制度運用に向けた検討 ●川崎認定保育園等の運営支援及び認可化の推進 R2川崎認定保育園及びおなかもやま保育室の受入児童数：2,874人 ・R4以降の量の見込みと確保方策の検討 ●病児・病後児保育事業の実施 ・全区で病児・病後児保育事業を実施 ●認可外保育施設への立入調査の実施 ・立入調査の実施 ・適正な施設運営や質の維持・向上のための立入調査の実施 ●居宅訪問型保育事業等に従事する者への子育て支援員研修の実施 ・研修の実施 ・継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・検討結果に基づく取組の推進 ・確保方策の検討結果に基づく取組の推進 ・おなかもやま保育室の廃止（R4） ・病児・病後児への保育の実施 	事業推進
幼児教育推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 幼稚園等への支援、一時預かり事業の拡充、認定こども園への移行等により、子育てをしている保護者が安心して子どもを預けられる環境づくりを進めるとともに質の高い幼児教育の推進を図ります。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●幼稚園型一時預かり事業の推進 R3新規実施園数：1園 R3実施園数：38園 ●認定こども園への移行促進 R3移行園数：4園 R3認定こども園数：14園 ●幼稚園等在園児の保護者に対する保育料等補助の実施 R3幼稚園在園児の助成人数：15,597人（見込み） R3幼稚園類似施設在園児の助成人数：97人（見込み） ●幼児教育相談の実施 ・巡回相談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施園数の拡大や預かり保育の長時間化・通年化、受入年齢拡大の推進 ・移行促進の継続 ・対象者への補助の実施 ・巡回相談の継続実施 	事業推進
保育士確保対策事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 保育受入枠の拡大に合わせ、さまざまな手法による保育士確保対策を推進するとともに、保育所職員に必要な専門的知識・技術の習得のための研修等を実施します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●保育士確保に向けたセミナー・啓発等の実施 ・保育士確保に関する各種事業の実施 R2参加者数：3,171人 ・就職マッチング等の実施 R2マッチング件数：2,684件 ●保育士資格取得や定着に向けた支援 ・保育士資格取得支援の実施 R2保育士宿舎借り上げ支援事業補助対象者数：1,971人 R2保育士修学資金貸付等補助者数：43人 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士確保に関する各種事業の継続実施 ・就職マッチング等の継続実施 ・資格取得支援の実施 ・対象者への補助の実施 	事業推進
保育料対策事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 納付者に対して多様な納付手段を提供するほか、滞納世帯に対し、納付指導、催告等を確実に実行しながら、債権対策を推進します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●保育料収納対策の強化 ・WEB口座振替受付サービス等を活用した初期未納対策の実施 ・滞納者の財産調査等の実施及び滞納処分の実施 R2収入率：98.92% 	<ul style="list-style-type: none"> ・初期未納対策の継続実施 ・滞納者への滞納処分継続実施 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

政策体系別計画

施策2-1-3 子どものすこやかな成長の促進



KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

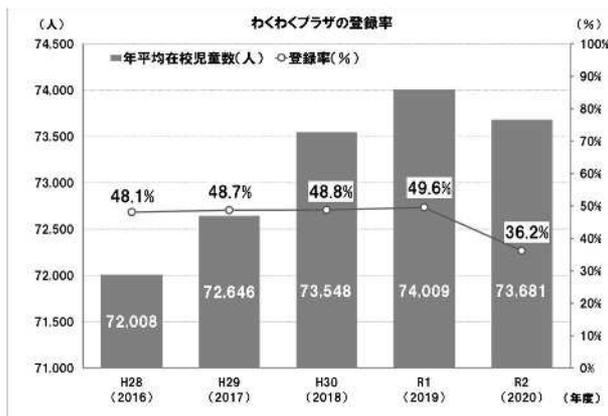
- 平成30（2018）年度から産後ケア事業の来所型を実施するなど、妊娠期・出産・乳幼児期を通し、妊婦・乳幼児健診や、発達や子育てに関する相談・支援を受けられる体制を整え、安心して子育てができる環境づくりに取り組んでいます。
- 老人いこいの家利用者をはじめとした、多様な世代との地域交流事業に取り組むなど、子どもに多様な体験や活動を提供する場であるとともに、市民活動の地域拠点として活用が図られるよう、こども文化センターの施設の運営を行う中、令和2（2020）年度に小杉こども文化センターを開設しました。
- 令和元（2019）年度から緊急時の連絡など、必要な情報を一斉にメールで配信するサービスを実施し、学校の長期休業期間等において平日朝の開室を8時からに変更するなど、すべての小学生が、放課後などを安全・安心に過ごせるよう、「わくわくプラザ」において遊びの場、生活の場を確保し、仲間づくりを支援するとともに、多様な体験や、活動機会の提供に取り組んでいます。



乳幼児健診の様子

2 施策の主な課題

- 地域との関係の希薄化などに伴い、妊産婦等の孤立感や負担感が高まっている中、支援の必要な妊産婦等に対する的確な支援や発育・発達状況に課題のある子どもの早期発見・早期療育、児童虐待予防に向けた対応など、母子保健事業を通じ、妊娠・出産期から乳幼児期まで、切れ目のないきめ細やかな相談支援等に取り組む必要があります。
- 核家族化や地域との関係の希薄化などにより、子どもが多世代との交流の中で多様な価値観に触れる機会が失われているとともに、子どもを取り巻く問題が複雑・深刻化する中、子どもを孤立から守り、すこやかに育てるための居場所がより一層必要となっています。わくわくプラザやこども文化センターにおいて、放課後の子どもの安全・安心な居場所づくりのほか、子どもを中心に多世代が集まり、多様なつながりを育みながら、誰もが互いに助け合い・支え合う場づくりを推進する必要があります。



資料：こども未来局調べ



わくわくプラザの様子

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

政策体系別計画

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

区計画

進行管理・評価

3 施策の方向性

- ★ 妊娠・出産期から乳幼児期までの切れ目のない支援の継続
- ★ 利用者ニーズの変化や地域の特性を踏まえた、子どもが放課後等において安全・安心に過ごせる場づくりや、より魅力的な子どもの居場所づくりの推進
- ★ 子どもが多くの人と関わりの中で多様な価値観に触れ、さまざまな経験ができる機会の創出

4 直接目標

- 子どもがすこやかに成長できるしくみをつくる

5 主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
乳幼児健診の平均受診率 (こども未来局調べ)	97.2 % (平成26 (2014) 年度)	97.8 % (令和2 (2020) 年度)	97.3 %以上 (平成29 (2017) 年度)	97.3 %以上 (令和3 (2021) 年度)	97.8 %以上 (令和7 (2025) 年度)
子育てが楽しいと思う人の割合 (こども未来局調べ)	97.5 % (平成27 (2015) 年度)	96.9 % (令和2 (2020) 年度)	97.6 %以上 (平成29 (2017) 年度)	97.7 %以上 (令和3 (2021) 年度)	97.8 %以上 (令和7 (2025) 年度)
わくわくプラザの登録率 (こども未来局調べ)	46.3 % (平成26 (2014) 年度)	36.2 % (令和2 (2020) 年度)	47 %以上 (平成29 (2017) 年度)	49 %以上 (令和3 (2021) 年度)	51 %以上 (令和7 (2025) 年度)
わくわくプラザ利用者の満足度 (10点満点) (こども未来局調べ)	7.3 (平成27 (2015) 年度)	7.6 (令和2 (2020) 年度)	7.4 以上 (平成29 (2017) 年度)	7.7 以上 (令和3 (2021) 年度)	8.0 以上 (令和7 (2025) 年度)
こども文化センターの延べ利用者数 (こども未来局調べ)	第3期実施計画 から新たに設定	717,694 人 (令和2 (2020) 年度)	—	—	1,830,000 人以上 (令和7 (2025) 年度)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3(2021)年度	令和4(2022)～7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
妊婦・乳幼児健康診査事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 妊娠出産を安全に迎えるため、母子の健康状態を確認するとともに、乳幼児の発育状況、疾病等の予防や早期発見など、出産後の乳幼児のすこやかな成長発達を支えることで、安心して子育てができるよう支援します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●特定不妊治療の相談及び治療費の一部助成の実施 R2助成件数：2,020件 ●妊婦健康診査の費用の一部助成の実施 R2助成件数：155,597件 ●各区地域みまもり支援センターや医療機関での乳幼児健康診査及び各種検査の実施 R2乳幼児健康診査受診者数：62,231人 R2聴覚及び視覚検診受診者数：12,594人 R2先天性代謝異常等検査受診者数：9,943人 ●乳幼児健康診査未受診者へのフォローの実施 ●医療機関と連携した健診後の要支援家庭等への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談及び助成の継続実施 ・継続実施 ・乳幼児健康診査の実施 ・聴覚及び視覚検診の実施 ・先天性代謝異常等検査事業の実施 ・フォローの実施 ・継続実施 	事業推進
母子保健指導・相談事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 妊娠・出産・育児に関する相談支援や情報提供を充実させることで、親と子がすこやかに暮らせる環境となるよう母性の育成や乳幼児の健康保持・増進を図ります。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●思春期の心と身体の健康教育の実施 R2参加者数：1,680人 ●各区地域みまもり支援センターにおける母子健康手帳の交付・相談の実施 ●各区地域みまもり支援センター等における両親学級の開催による出産・育児支援 R2参加者数：3,188人 ●新生児訪問及びごんには赤ちゃん訪問の実施 R2訪問実施率：94.9% ●養育支援訪問（乳幼児訪問指導の実施） R2訪問件数：1,966件 ●産前産後におけるサポートの実施 R2産後ケア事業利用者数：延べ1,832人 R2産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業利用者数：延べ2,321人 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健と連携した集団指導等の実施 ・継続実施 ・各区等での両親学級の実施 ・乳児家庭への訪問の実施 ・訪問指導の実施 ・産後ケア事業の実施 ・産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業の実施 	事業推進
青少年活動推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 地域社会全体で、子ども・若者を見守り支え、安全・安心な環境の中で青少年の健全な育成を図るため、青少年を育成・指導する青少年関係団体を支援するとともに、次代の担い手となる自立した成人を育成するため、積極的な社会参加を促進します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●青少年を育成・指導する青少年団体への支援 ・青少年団体への支援 ●子ども110番事業への支援等の青少年の健全な育成環境づくりの推進 ・子ども110番事業への支援等 ●「(仮称)川崎市20歳を祝うつどい」などのイベント等を通じた青少年の社会参加の促進 ・青少年が企画・運営するイベントの実施 R2「成人の日を祝うつどい」協力運営ボランティア人数：40人 ●青少年指導員による青少年の健全な育成活動の推進 ・青少年指導員活動への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価

施策 2-1-3 子どものすこやかな成長の促進

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3(2021)年度	令和4(2022)～7(2025)年度	
		令和8(2026)年度以降	
子ども文化センター運営事業 子どもの居場所を確保し、多世代との交流の中で、多様な体験や活動を通じた健全育成を推進するとともに、地域団体等の活動拠点としての場を提供し、地域における人材の育成や活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども文化センターの運営 <ul style="list-style-type: none"> 適切な管理運営の実施 ●子どもたちの意見等を踏まえた放課後等の居場所の検討 <ul style="list-style-type: none"> 意見聴取の手法や取組内容の検討 地域特性やニーズ等の把握に向けた検討 ●子ども文化センターの移転・整備 <ul style="list-style-type: none"> 大師・田島子ども文化センターの移転・整備に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 子どもの意見聴取及び取組内容の検討 地域特性やニーズ等を踏まえた今後の子ども文化センターの事業の検討 検討結果に基づく取組の推進 移転に向けた取組の推進 	事業推進
わくわくプラザ事業 すべての小学生を対象に、学校や地域との連携を図りながら、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる場づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●わくわくプラザ事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> R2：114か所 ●子育て支援わくわくプラザ事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> 事業実施 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者ニーズを踏まえた取組の推進 継続実施 	事業推進
青少年教育施設の管理運営事業 団体宿泊生活や野外活動を通じて心身ともに青少年の健全な育成を図るとともに、子どもの遊び、活動の促進に向けた場を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ●八ヶ岳少年自然の家における団体宿泊訓練や自然に親しむ学習活動、探求野外観察等の実施 <ul style="list-style-type: none"> R2利用人数：6,193人 ●黒川青少年野外活動センターにおける野外自然観察活動等の実施 <ul style="list-style-type: none"> R2利用人数：7,452人 ●子ども夢パークにおける子どもの自発的な活動の支援及び子どもを対象とした各種イベント等の実施 <ul style="list-style-type: none"> R2利用人数：53,717人 ●青少年の家における団体宿泊活動等の実施 <ul style="list-style-type: none"> R2利用人数：12,686人 	<ul style="list-style-type: none"> 団体宿泊生活を通じた少年の健全育成の実施 野外活動による体験を通じた青少年の健全育成の実施 子どもの自発的な活動の場の提供の実施 団体の宿泊研修を通じた青少年の健全育成の実施 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進捗管理・評価

施策2-1-4 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり



KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

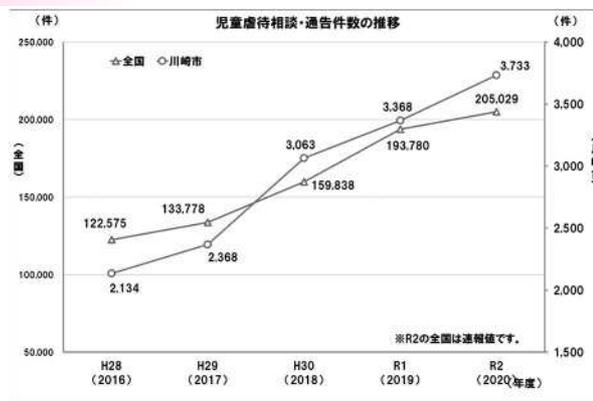
- 平成30（2018）年度に児童相談システムを導入し、ネットワーク化された情報を活用して、市内3か所の児童相談所及び7区役所において、専門性を活かした相談援助を実施するとともに、要保護児童の一時保護や里親・児童養護施設等への措置など、子どもに対する専門的な支援を実施しています。
- 親と子の将来の自立に向けた支援を行うため、令和元（2019）年度にひとり親家庭支援施策の再構築を行い、相談支援の質の向上と効果的な情報提供、正規就労に向けた就労支援、子どもの自立に向けた切れ目のない支援、親と子の自立につながる経済的支援などを行っています。



リーフレット等を活用した里親制度の普及・啓発

2 施策の主な課題

- 児童虐待の相談・通告件数は年々増加しており、また、経済的な困窮に加え、保護者の複雑な成育歴や子ども自身の発達課題など、個々のケースが抱える背景・課題も複雑化しています。また、児童相談所が医療・司法の複数の関係機関と連携して対応していくケースが増加しており、児童虐待に迅速・適切に対応するため、関係機関と連携しながら、効果的な支援体制を構築する必要があります。
- 子育て家庭等の課題に対する早期把握・対応、重篤化への未然防止等に向けて多様な支援ニーズの把握と、地域ネットワークの強化と合わせて、支援が必要な子育て家庭等に対する個別的・専門的支援の体制づくりを進める必要があります。



資料：こども未来局調べ

3 施策の方向性

- ★ 急増・複雑化する児童虐待に対応するための児童相談所の体制強化に向けた取組の推進
- ★ 要支援家庭の早期発見・早期対応・未然防止に向けた、児童家庭相談支援体制の強化
- ★ ひとり親家庭の複合的な課題への対応に向けた体制強化と、自立支援施策の推進
- ★ さまざまな背景・課題を抱えた子ども・若者を地域社会全体で、見守り・支えるしくみの構築

4 直接目標

- 子どもが安心して育つしくみをつくる

5 主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
里親の登録数 (こども未来局調べ)	116 世帯 (平成26(2014)年度)	173 世帯 (令和2(2020)年度)	118 世帯以上 (平成29(2017)年度)	145 世帯以上 (令和3(2021)年度)	252 世帯以上 (令和7(2025)年度)
地域で子どもを見守る体制づくりが 進んでいると思う人の割合 (こども未来局調べ)	30.8 % (平成27(2015)年度)	39.0 % (令和元(2019)年度)	36 %以上 (平成29(2017)年度)	45 %以上 (令和3(2021)年度)	54 %以上 (令和7(2025)年度)
ひとり親家庭が、各種支援により就 労につながった割合 (こども未来局調べ)	第3期実施計画 から新たに設定	73 % (令和2(2020)年度)	—	—	80 %以上 (令和7(2025)年度)
児童養護施設や里親委託児童等 の大学進学等につながった割合 (こども未来局調べ)	第3期実施計画 から新たに設定	32 % (令和2(2020)年度)	—	—	40 %以上 (令和7(2025)年度)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3(2021)年度	令和4(2022)～7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
児童虐待防止対策事業 児童虐待に的確に対応するとともに、子育て家庭等の課題に対する早期把握・対応、重篤化への未然防止等に向け、多様な支援ニーズを把握し、地域の関係機関と連携しながら、支援が必要な子育て家庭等に対する個別的・専門的な支援に取り組むなど、児童家庭相談支援体制の強化を図ります。また、児童虐待防止に関する相談や普及啓発活動を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●児童家庭相談支援体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> 子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた検討 ●要保護児童対策地域協議会の運営体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> 運営方法の見直しに向けた検討 要保護児童等へのきめ細やかな対応と個別支援の実施 ●児童虐待防止に関する相談の実施 <ul style="list-style-type: none"> 児童虐待防止センターにおける電話相談の実施 SNSを活用した相談の実施 ●地域の見守り体制の構築・充実 <ul style="list-style-type: none"> 児童家庭支援センターによる相談支援、ショートステイ等の子育て支援の実施 ●児童虐待防止普及啓発活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> R2実施数：18回 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども家庭総合支援拠点の設置・運営の開始 児童家庭支援に関わる専門的支援機能の構築に向けた検討及び検討結果に基づく取組の推進 運営方法の見直しに向けた検討の継続及び検討結果に基づく取組の推進 要保護児童等へのきめ細やかな対応と個別支援の実施 電話相談の実施 SNSを活用した相談の継続実施 相談支援の充実に向けた検討及び検討結果に基づく取組の推進 児童虐待防止普及啓発活動の継続実施 	事業推進
児童相談所運営事業 増加する児童虐待や複雑・困難化する児童相談に対し、専門性を活かした相談援助を行うとともに、支援が必要な児童の一時保護、里親・施設入所措置等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●特定妊婦、要支援・要保護児童に対する迅速かつ的確な対応の推進 <ul style="list-style-type: none"> 要保護児童の一時保護及び児童養護施設等への措置の実施 子どもが置かれた状況に応じた子ども及び家庭への相談援助の実施 ●児童相談所の体制強化 <ul style="list-style-type: none"> 国基準を踏まえた職員の増員など児童相談体制の充実 人材確保に向けた取組の推進及び人材育成の推進 ●関係機関と連携した児童虐待防止対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> 警察、裁判所、医療機関と連携した取組の実施 ●体制強化にあわせた計画的な施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> こども家庭センター改修(設計) 中部児童相談所一時保護所建替え(設計) 中部児童相談所改修(設計) 北部児童相談所執務室増築(設計) 	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童の一時保護及び児童養護施設等への措置の実施 子ども及び家庭への相談援助の実施 国基準を踏まえた職員の増員など児童相談体制の充実 人材確保に向けた取組の推進及び人材育成の推進 連携強化に向けた取組の推進 計画的な整備の推進 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

施策 2-1-4 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり

事務事業名	事業内容・目標	
	令和3(2021)年度	令和4(2022)～7(2025)年度
里親制度推進事業 家庭での養育が困難な児童を家庭と同様の環境で養育するため、里親制度の普及啓発や里親登録者数の増加、里親支援機関と連携した里親への養育支援等、里親制度の推進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●里親制度の普及・啓発活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・里親養育体験発表会及び制度説明会の開催 R2開催回数：11回 ・里親登録世帯の確保に向けた取組の継続 ●里親養育技術向上のための研修会等の実施 <ul style="list-style-type: none"> R2開催回数：3回 ・里親養育技術向上への支援の継続 ●ふるさと里親事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> R2登録世帯数：91世帯 ・家庭の雰囲気を経験するための取組の推進 ●NPO法人等が行うフォスタリング事業及び多様な主体と連携した里親支援機関事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施 ・NPO法人、当事者団体、学校、保育所、児童養護施設等と連携した事業実施 	事業推進
児童養護施設等運営事業 児童養護施設等における要保護児童の処遇向上に向け、良好な家庭的環境での養育の推進を図るとともに、児童養護施設退所者等の自立支援を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●児童養護施設、乳児院及び児童心理治療施設における社会的養護の推進 <ul style="list-style-type: none"> 3施設合計7か所 ・要保護児童への支援の実施 ●地域小規模児童養護施設、ファミリーホーム及び自立援助ホームにおける家庭的養護の推進 <ul style="list-style-type: none"> 3施設合計13か所 ・家庭に近い環境での支援の実施 ●社会的自立に向けた支援等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・就労や生活に関する相談支援等の実施 ・学習・進学等に関する支援の実施 ・児童養護施設退所者等に対する自立支援の継続実施 ・「子ども・若者応援基金」を活用した学習支援等の実施 	事業推進
ひとり親家庭等の総合的支援事業 ひとり親家庭等に対して、経済的支援をはじめ、子育て・生活支援、養育費確保、就業支援などを実施します。また、必要な情報が的確に届くよう、実用的な情報を能動的に発信するとともに、関係機関と連携しながら課題を抱えた家庭に効果的な相談支援を実施するなど、ひとり親家庭等への総合的な支援を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●児童扶養手当の支給 <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施 R2支給世帯数：5,836世帯 ・対象者への適正な支給の実施 ●ひとり親家庭等への医療費の一部助成の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・一部助成の実施 R2助成対象者数：12,164人 ・継続実施 ●母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の実施 <ul style="list-style-type: none"> R2新規貸付件数：299件 ・継続実施 ●ひとり親家庭等への日常生活支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・生活援助及び子育て支援の実施 ・ひとり親家庭等に対する日常生活支援の継続実施 ●ひとり親家庭等の子どもへの居場所の提供・学習支援等の実施 <ul style="list-style-type: none"> R2実施か所数：16か所 ・ひとり親家庭等の子どもへの継続した支援の実施 ●養育費確保に向けた支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施 ・効果的な取組の検討 ・検討に基づく取組の実施 ●母子・父子福祉センターにおける生活・就業相談及び支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・生活・就業相談及び支援の実施 ・継続実施 ●ひとり親家庭への資格取得支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> R2職業訓練促進給付金受給者が資格を活用して1年以内に就労した割合：90% ・自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金の支給 ●母子家庭の保護・自立促進に向けた母子生活支援施設の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施 ・継続実施 	事業推進
女性保護事業 日常生活にさまざまな困難を抱える女性の相談・支援を行うとともに、DV被害者等への支援を自治体間で連携しながら取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ●女性相談の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施 ・女性相談員による相談・自立支援の実施 ・DV相談支援センターを活用したDV被害者等への相談・支援の実施 ・効果的な相談支援体制等の検討 ●DV被害者等の緊急一時保護の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施 ・緊急時における対応の継続実施 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進捗管理・評価

政策体系別計画

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3（2021）年度	令和4（2022）～7（2025）年度	令和8（2026）年度以降
子ども・若者支援推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 子どもの貧困対策の観点から、さまざまな分野が連携した総合的な子ども・若者への支援を推進するとともに、地域社会全体で、子ども・若者を見守り、支える取組を支援します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども・若者の支援、子どもの貧困対策の総合的な推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「子ども・若者の未来応援プラン」に基づく子どもの貧困対策の総合的な推進 ●地域全体で子ども・若者を見守り・支えるしくみづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・課題を抱える子ども・若者の居場所づくりに向けた現状把握及び取組の方向性の検討 ・地域社会全体で子どもや子育て家庭を見守り・支える団体の育成・支援 ・ボランティアを活用した、ひきこもり等児童福祉対策の実施 R2個別支援活動参加人数：73人 R2集団支援活動参加人数：55人 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの貧困対策の総合的な推進 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの貧困対策の総合的な推進 地域全体で子ども・若者を見守り・支えるしくみづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・検討結果を踏まえた課題を抱える子ども・若者の居場所づくりの推進 ・地域子ども・子育て活動支援助成事業の実施 ・ひきこもり等児童福祉対策の実施 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価